

令和8年度(町単)仁淀川町消防団
軽資機材搬送車購入事業

実施設計書

令和8年9月

仁淀川町

令和8年度(町単)仁淀川町消防団軽資機材搬送車購入事業

[illegible]

令和 8 年度（町単）

仁淀川町消防団軽資機材搬送車
購入事業

仕 様 書

仁淀川町

令和 8 年度（町単）仁淀川町消防団軽資機材搬送車購入事業
仕様書

I. 総則

1. 本仕様書は仁淀川町（以下「発注者」という）が、令和 8 年度に購入整備する軽資機材搬送車（以下「車両」という）について定める。
2. 本車両は本仕様書に定めるほか、下記の省令、法令及び基準等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものでなければならない。
 - （1）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
 - （2）道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）
 - （3）その他、関係法令
3. 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
4. 本仕様書に記載無き事項で、艤装の性質上、当然必要な施工については、発注者の指示に従い、受注者の負担をもって施工するものとする。
5. 契約にあたっては、本仕様書を了承し、十分な熟知の上契約するものとし、契約後の疑義一切全て発注者の解釈に従うものとする。
6. 受注者は本車両の製作途中、諸般の理由により本仕様書並びに図面において、変更を認めたとき、あるいは不信な点が生じたときは発注者に連絡し、その指示を受けて速やかに図面等を提出して承認を受けること。
7. 本車両のシャシ、艤装品、取付品、取付装置及び付属品等は全て新規製品とし、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。但し、発注者が既に所有し、受注者に支給する既存品がある場合はこの限りではない。
8. 受注者は製作に先立ち、以下の製作承認図（目次を付けて製本したもの）を発注者に提出し、承認を受けること。なお、提出部数は 2 部とする。
 - （1）艤装 5 面図
 - （2）シャシ諸元表（動力取出機構図含む）
 - （3）系統図（電気配線系統図）
 - （4）車両重量計算書（車両総重量、前軸・後軸の荷重割合、転覆角度）
 - （5）製作工程表
 - （6）ISO 登録証（9001 及び 14001）
 - （7）その他、発注者が指示するもの
9. 受注者は納入時に、以下の完成図書（目次を付けて製本したもの）を発注者に提出すること。なお、提出部数は 2 部とする。
 - （1）完成艤装 5 面図
 - （2）電装機器配置図（ヒューズボックスの表示含む）
 - （3）シャシ取扱説明書（1 部）
 - （4）工程写真（データとして CD-R × 1 枚も併せて提出）
 - （5）その他、発注者が指示するもの
10. 受注者は艤装組立が完了した時、発注者による中間検査を受けるものとし、検査を受ける予定日の 2 週間前までには検査日時及び場所等を記入した検査依頼書を提出し、

承認を受けること。なお、中間検査時の指摘事項及び確認事項等は全て記録し、発注者に文書にて報告し、指摘事項等に対し双方の解釈に相違が無い様にする。

- 1 1. 発注者は納車時に以下の完成検査を実施し、発注者が不適合と認めた箇所等については、直ちに修復改善の上、再検査を受けるものとする。
 - (1) 外観検査（塗装検査含む）
 - (2) 取付品、付属品及び取付装置検査
 - (3) 機装完成検査（作動試験含む）
 - (4) 走行試験
 - (5) その他、発注者が指示する検査及び試験
- 1 2. 保証期間は完成検査合格日より1年間とする。また、部品によってメーカーの保証期間に残存期間がある場合は、その期間まで保証すること。但し、材質不良、設計不良及び工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて部品の交換又は修理を行うものとする。
- 1 3. 車両の陸送、検査、登録、届出、手続き及び既存車の廃車については、全て受注者が代行して行うこととし、その費用は受注者が負担するものとする。但し、車両（新規購入分）の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料金、登録諸費については、発注者が別途負担するものとする。
- 1 4. 納入後、発注者が指示する時期に取り扱い説明を行うこととする。
- 1 5. 納入期限は令和9年3月12日とする。

ただし、不安定な社会情勢のため、シャシ入荷及び部品供給等の遅れによる納期延長については発注者と協議し変更できるものとする。
- 1 6. 納入場所は仁淀川町役場とする。

Ⅱ. シャシ

1. 使用するシャシは令和8年度に製作されたシャシとする。また、本仕様書に記載のない性能、諸元及び装備は自動車メーカーが公表したものと合致すること。
 - (1) キ ャ ビ ン キャブオーバー型（運転席・助手席）
 - (2) 定 員 2名（キャビン内のみ）
 - (3) エ ン ジ ン ガソリンエンジン
排気量650cc以上
 - (4) 出 力 37kW（50PS）以上
 - (5) ホイルベース 2,000mm以下
 - (6) 駆 動 方 式 4輪駆動（パートタイム4駆）
 - (7) 変 速 機 4AT
 - (8) 操 舵 装 置 パワーステアリング
 - (9) 安 全 装 置 4輪ABS装置
SRSエアバック（運転席・助手席）
 - (10) 燃 料 タ ン ク 34L以上

2. シャシ取付品及び付属品は以下の通りとする。また、自動車メーカーが公表している標準仕様は設けるものとする。

- (1) 後退警報器（シャシ純正ブザー式）
- (2) キャブチルト装置（手動式、支持棒付き）
- (3) 強化リアサスペンション（シャシ純正 4 枚リーフサスペンション）
- (4) タイヤチェーン（シングル、バンド付き）
- (5) パワーウインド及び集中ドアロック
- (6) エアコンディショナー（シングル・マニュアル）
- (7) 牽引フック
- (8) ヘッドライト（LED シャシ純正）
- (9) フォグランプ（シャシ純正）
- (10) ルームランプ（LED シャシ純正）
- (11) サンバイザー（運転席・助手席）
- (12) サイドバイザー（各ドア上部）
- (13) フロアマット（前後）
- (14) 自動車標準工具
- (15) ドライブレコーダー（前方のみ）
- (16) マップランプ（助手席）
- (17) 座席ビニールシート張り（全席）
- (18) 荷台ゴムマット
- (19) スロープ式荷台カバー

Ⅲ. 艀装

1. 材料

- (1) 艀装材料は全て日本工業規格に準拠し、各基準に適合したものを精選し、使用すること。
- (2) 車体及び艀装部は堅牢で耐久性があり、防錆についても十分に配慮し、製作すること。また、艀装部においては極力重量の軽減に努めること。

2. キャビン

- (1) キャビンは標準ルーフとし及びキャビンにはドアを 2 枚有すること。
- (2) 乗車定員は 2 名とし、安全に乗車できる座席を設けること。
- (3) 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な手摺り、握り棒及びシートベルトを設けること。
- (4) キャビン前面に消防章（団マーク）を取り付けること。また、前部及び後部に LED 式赤色点滅灯を設け、散光式赤色警光灯に連動して作動すること。
- (5) キャビン天蓋に赤色警光灯（スピーカー及び標識灯）を取り付けること。また、標識灯はスモールライトに連動し作動すること。
- (6) 燃料タンクを容易に給油ができる様に取り付けること。
- (7) キャビン左側下部にバッテリーを取り付け、容易に点検等ができること。
- (8) 各電装品の配線はキャビン内張り内を通し、キャビン本体の貫通部は雨水等の漏

れを防止する構造とする。

- (9) キャビン天井の内張りは、点検及び整備が容易にできること。
- (10) 電子サイレンアンプ、スイッチパネル及びヒューズボックス（艀装分）を取り付けること。電子サイレンアンプは、火災予防（消防団用）音声メッセージ付とし、音声も外部スピーカーにて放送できる構造とする。
- (11) 電気系統のメインスイッチはACC連動とする。
- (12) キャビン内にずぼら充電器を取り付け外部のAC100V電源から車両のバッテリーが充電可能な構造とすること。
- (13) 既存の無線機を操作しやすい場所に取り付けること。アンテナ（マグネット基台）・配線・スピーカーも既存の物を取り付けること。（無線機登録手続き等は別途）

3. 車体の構造

- (1) 点検及び整備が容易な構造とし、点検・整備に必要な箇所は取り外しができる構造とする。
- (2) 荷台周辺を照射できる周囲作業灯を2個設けること。スイッチはキャブ内に設けること。
- (3) 左右後輪前方にLED路肩灯（ガード付）を各1個設け、スモールライトに連動し作動すること。
- (4) 荷台寸法は長さ1,940mm、幅1,405mm、高さ295mmとする。
- (5) 車輪止め積載装置を運転席側に設けること。ベルト等による脱落防止処置をすること。
- (6) 車両の付属品は別表の通りとし、取付位置及び取付方法については、発注者と十分な打ち合わせを行い、決定するものとする。

IV. 塗装及び記入文字

- 1. 車体は特殊化学液にて十分な錆落としの上、燐酸塩被膜を形成後、プライマー、パテ、水研ぎ及びサフェーサーを行い、熱風乾燥炉にて十分乾燥させ、朱色ウレタン塗装にて4回以上の吹き付け塗装を行い、再び熱風乾燥炉にて十分乾燥させること。また、色別については、以下の通りとする。
 - (1) 車 体 朱色
 - (2) 車 両 下 部 無塗装
 - (3) ス テ ッ プ 無塗装
 - (4) ホ イ ル シャシ純正色（2次塗装をしないこと）
 - (5) そ の 他 発注者が別途指示する箇所は黄色塗装とする
- 2. キャビンドア左右に「仁淀川町消防団」「仁淀分団」と白反射・丸ゴシックのカッティングシールを貼り付けること。
- 3. 標識灯に「鳥形班」と丸ゴシック（黒色）のカッティングシールを貼り付けること。
- 4. 記入文字の字体、サイズ、記入方向及びデザイン等の詳細については、発注者と別途協議すること。
- 5. ドア解放時の反射テープを貼り付けること。

V. 取付品、取付装置及び付属品

1. 取付品、取付装置及び付属品は別表の通りとする。なお、型式を変更する場合は発注者にその旨を申請し、承認を受けること。
2. 別表に記載する取付品、取付装置及び付属品が廃盤又は新機種に変更になった場合は発注者にその旨を報告し、同等品以上のもので対応し、承認を受けること。
3. 上記1・2の申請又は報告を行う場合は、カタログ又は技術資料等の仕様比較が可能な資料を併せて提出すること。

VI. その他

1. ベース車両（シャシ）に関しては、仁淀川町内の自動車販売業者から購入すること。
ただし、購入後の車検、修繕等もその自動車販売事業者が行うことを約束したものではない。

別表

番号	品 名 及 び 規 格	数量	単位
	シャシ		
1	シャーシ 軽トラック 4WD AT	1	式
2	LEDヘッドランプ	1	式
3	フォグランプ	1	式
4	エアコンディショナー	1	式
5	パワーステアリング	1	式
6	パワーウィンドウ	1	式
7	ドアバイザー	1	式
8	サンバイザー	1	式
9	マッドフラップ	1	式
10	ルームランプ	1	式
11	フロアマット	1	式
12	ドライブレコーダー 前方撮影用	1	式
13	スペアタイヤ	1	式
14	荷台マット	1	式
15	スロープ式荷台カバー	1	式
	取付附属品		
1	散光式赤色警光灯 NF-M-VKJ2-LA	1	式
2	電子サイレンアンプ TSK-D151	1	式
3	消防団章	1	式
4	電気配線	1	式
5	文字記入	1	式
	艀装関係		
1	無線移設	1	式
2	艀装	1	式
3	塗装	1	式
4	組立	1	式
5	設計(新規検査書 改造申請書)	1	式
6	出荷	1	式
7	検査	1	式
	合 計		